



都市緑化支援機構による 特定緑地保全業務について

～都市の緑地の保全に向けた制度の紹介～



都市緑化支援機構による緑地保全の支援のご案内



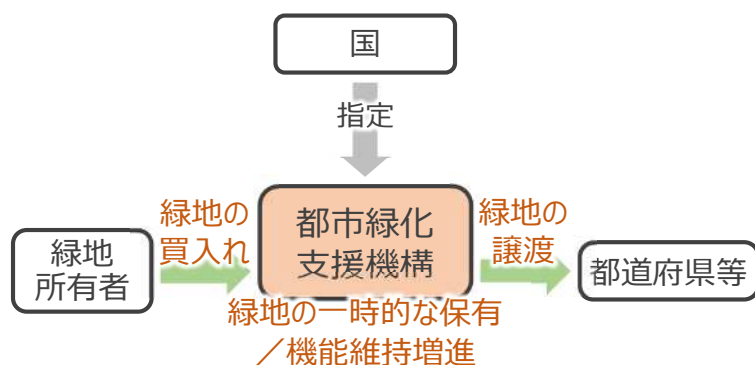
都市の貴重な緑地を保全する特別緑地保全地区等※においては、多くの地方公共団体において土地の買入に係る財政的制約や、緑地の管理に係るノウハウ・人手不足が深刻な課題となっています。

※近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区を含む

都市緑化支援機構が行う特定緑地保全業務は、特別緑地保全地区等について地方公共団体による機動的な土地の買入を支援するとともに、買入れ後の緑地について専門的知見に基づく緑地の機能の維持増進を図る事業を効果的かつ効率的に行うものです。

都市緑化支援機構は、特定緑地保全業務等を行う法人として都市緑地法に基づき国土交通大臣が指定した法人です

緑地の確保・保全を支援します



貴重な都市緑地である特別緑地保全地区の例（京都市）



緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発
（神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区）



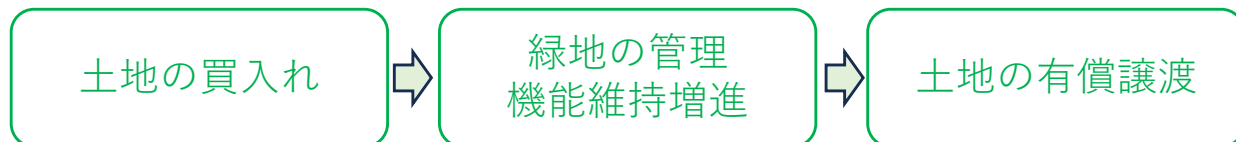
都市再開発における緑地空間の創出の例（千代田区 大手町）
民間事業者による取組の例（千代田区 大手町）

緑地の買入れ及び機能維持増進



1. 制度の内容

都市の貴重な緑地である**特別緑地保全地区等**において、都市緑化支援機構が地方公共団体に代わって土地所有者から土地を買入れ、樹林の更新等を目的とした伐採等の作業を実施することにより緑地の機能向上を図り、地方公共団体に譲渡するものです。



2. 制度活用のメリット



土地所有者からの申出への機動的な対応を可能とし、買入れ資金の担保により特別緑地保全地区指定を促進して、失われかねない緑地の保全



都市緑化支援機構が有するネットワークや緑地管理に関する技術的知見を活用した緑地の機能維持増進・管理



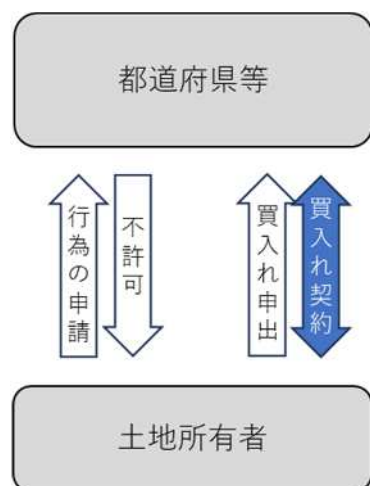
地方公共団体に代わり都市緑化支援機構が買入れることにより、地方公共団体の突発的な予算増大を回避。分割払いによる予算の平準化

3. 制度の仕組み

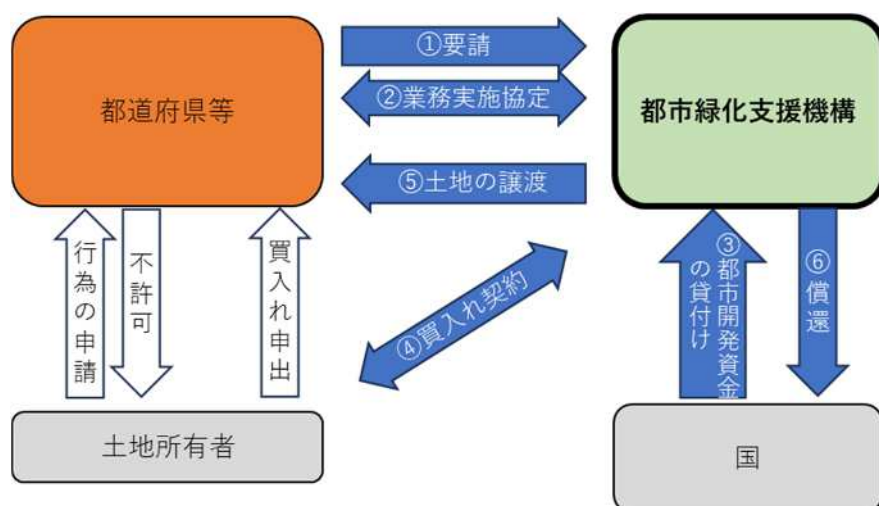
都市緑化支援機構は、地方公共団体からの要請に基づき、都市開発資金を活用して土地所有者から土地を買入れます。買入れた土地について一定期間保有・管理しつつ、機能維持増進事業を実施し、地方公共団体へ譲渡します。地方公共団体から都市緑化支援機構への譲渡代金の支払いは分割とすることも可能です。

買入れから譲渡までの一連の業務は、地方公共団体と都市緑化支援機構が締結する業務実施協定に従って行われます。

< 従来の買入れスキーム >

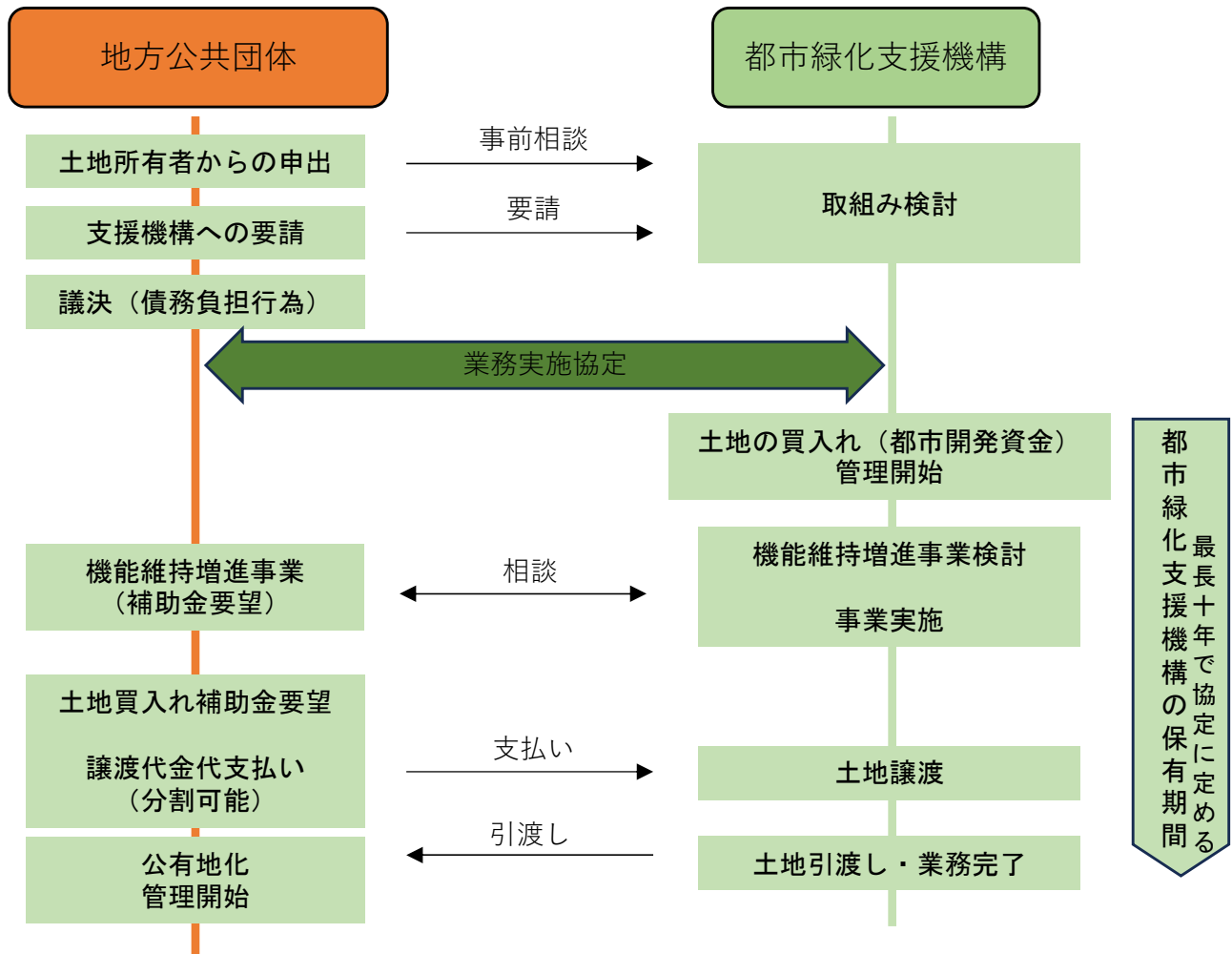


< 都市緑化支援機構の買入れスキーム >





4. 買入れから譲渡までの流れ

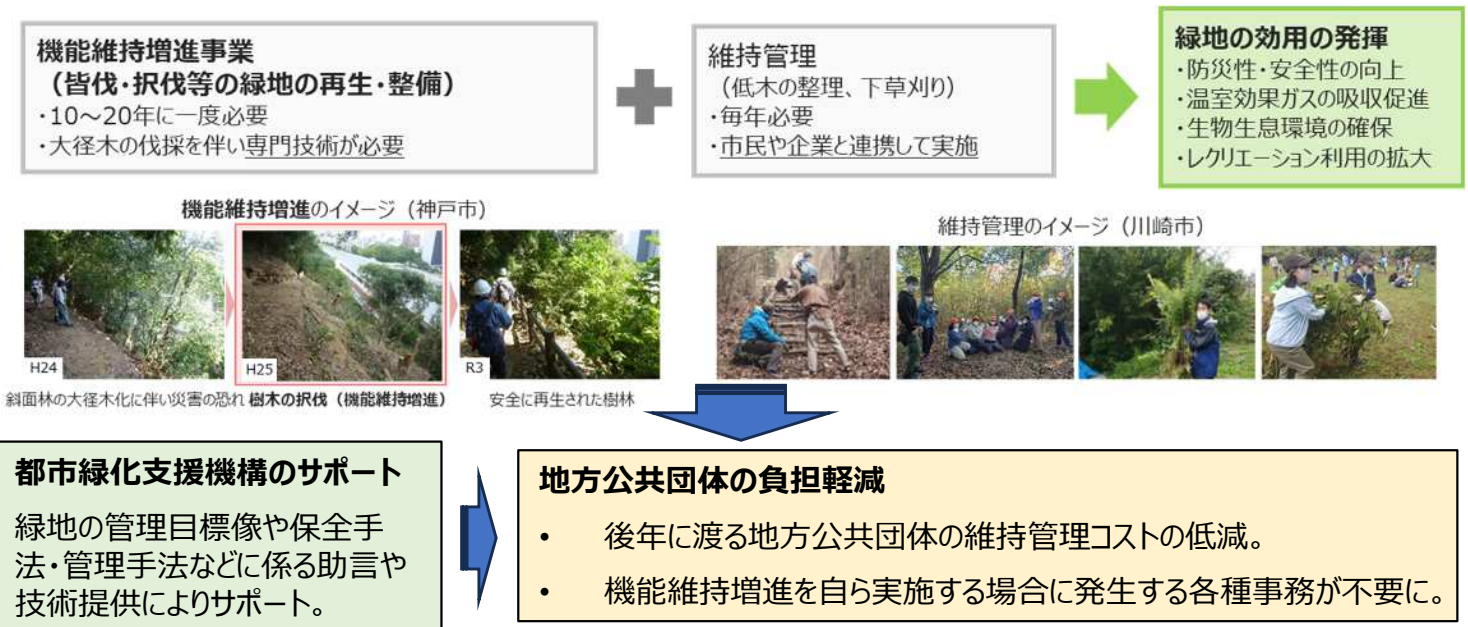


※業務の流れの一例です（協議によって変更があり得ます）

5. 機能維持増進事業

特別緑地保全地区等では、適切な管理が長期間なされずに樹木の大径木化や低木の繁茂により荒廃が進んでいる緑地が多くみられます。

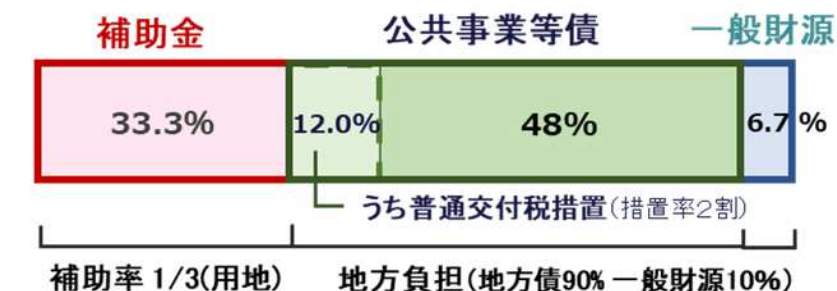
これらの緑地において、樹木の面的な皆伐、択伐等を行い、伐採木からの萌芽により樹林の更新を図ることで、緑地の質の向上を図ります。



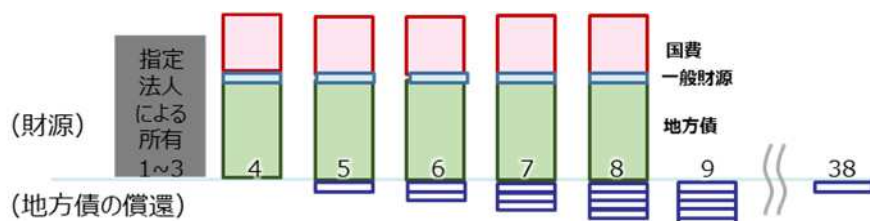
地方公共団体は、都市緑化支援機構に管理（機能維持増進）実施費用・事務費・土地譲渡代金を分割で支払います。（最大10年以内（うち据置期間最大4年））

地方公共団体が都市緑化支援機構に支払う費用のうち、土地譲渡代金に係る費用について、地方公共団体が土地所有者から買入れる場合と同様に、国の社会資本整備総合交付金から支援（1/3）が受けられます。また、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業への費用負担についても、社会資本整備総合交付金から支援（1/2）が受けられます。

< 地方公共団体の財政支出の一例（用地費） >



※ 3年据置、5年で分割支払いのケース



- ・ 都市緑化支援機構の買入れには、国の都市開発資金を充当。
- ・ 土地所有者は、所得税等について、土地を地方公共団体が買入れる場合と同様の控除を受けることが可能。
- ・ 都市緑化支援機構に支払う土地譲渡代金に係る費用は社会資本整備交付金の重点支援の対象。（都市緑化支援機構が買入れた年から5年間。）
- ・ 地方債を活用する場合には、都市緑化支援機構から各年度に分割して土地を取得

都市緑化支援機構の業務について

① 特定緑地保全業務（特別緑地保全地区等の緑地の買入れ及び機能維持増進） （都市緑地法第70条第1項第1号～第1項第4号）

- ・ 地方公共団体からの要請に基づき、土地所有者から買入れの申出のあった特別緑地保全地区等の緑地を買入れ
- ・ 緑地を一時的に保有しつつ、緑地の状態に応じて必要な機能維持増進事業を実施
- ・ 当該要請を行った地方公共団体へ譲渡

② 優良緑地確保計画の認定事業者に対する資金の貸付け （都市緑地法第70条第1項第5号）

- ・ 国の認定を受けた事業者に対し、都市緑化支援機構から緑地等の整備費用の貸付け

③ 緑地保全・緑化推進に関する情報提供・調査研究等 （都市緑地法第70条第1項第6号～第8号）

- ・ 緑地保全・緑化推進に関する情報収集・広報活動、助言指導 等

○ご相談・お問い合わせ

公益財団法人都市緑化機構
緑地保全・緑化支援部
TEL：03-5216-7191

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 緑地環境室
TEL：03-5253-8420

～令和7年3月 公益財団法人都市緑化機構は、都市緑化支援機構に指定されました～